

北九州市上下水道事業次期中期経営計画の策定について

1 計画策定の趣旨

上下水道局は、基本理念や目指すべき将来像を示した計画を策定し、進捗管理を行いながら経営している。

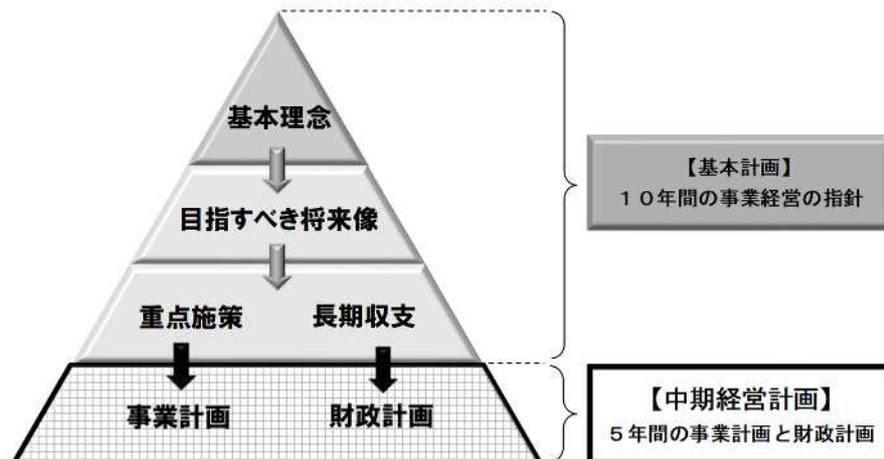
現在、令和3年3月に策定した「北九州市上下水道事業基本計画2030」（計画期間：令和3年度から12年度）、その実施計画である「北九州市上下水道事業中期経営計画2025」（計画期間：令和3年度から7年度）に基づき事業を実施しているが、この現中期経営計画が令和7年度で期限を迎えることから、令和6年度から令和7年度にかけて、令和8年度から令和12年度までの5年間の具体的な事業計画や財政計画を示す「次期中期経営計画」を策定する。

【上下水道事業の計画の変遷】

	R3～R7年度 (2021～2025年度)	R8～R12年度 (2026～2030年度)
基本計画	北九州市上下水道事業基本計画2030 (10年間)	
中期計画	北九州市上下水道事業 中期経営計画2025 (5年間)	次期中期経営計画 (5年間)

2 各計画の体系について

- ・基本計画：今後10年間の事業経営の指針（令和3年3月策定）
「基本理念」「目指すべき将来像」「重点施策」「長期収支」等で構成
- ・中期経営計画：基本計画を実現するための5年間の実施計画
「事業計画」、「財政計画」等で構成



3 検討体制等について

(1) 検討体制

- ・経営の専門家や利用者目線を取り入れるため、「北九州市上下水道事業審議会」において検討する。

※「北九州市上下水道事業審議会」について

位置 付け	地方自治法第138条の4第3項による付属機関(市長の諮問機関) ※諮問：特定の事項について付属機関の意見や見解を求め、尋ねること
所掌 事務	市長の諮問に応じ、水道事業、水道用水供給事業、工業用水道事業、下水道事業の経営に関する事項について調査審議すること
組織	委員14人以内で組織(委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命) 別紙1
任期	2年(補欠の委員の任期は、前任者の残任期間)
会長 副会長	委員の互選により、会長及び副会長1人を置く 会長は、審議会を代表し、会務を総理する 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する
会議	審議会の会議は、会長が招集 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる

(2) 審議会の開催について

- ・令和7年3月24日 第1回審議会を開催予定
審議内容：次期中期経営計画策定を諮問
上下水道事業の現状と課題の整理

「北九州市上下水道事業審議会」委員

(敬称略)

専門	分類	氏名	肩書等
経済学	学識経験者	後藤 宇生	北九州市立大学 副学長
会計	学識経験者	福地 昌能	福地公認会計士事務所 所長
財政学、租税論 地方財政	学識経験者	菊池 裕子	元 九州共立大学経済学部 教授
地方公営 企業全般	学識経験者	佐藤 裕弥	早稲田大学研究院 准教授
水道事業	関係団体	山野 一弥	日本水道協会 大阪支所長
下水道事業	関係団体	茂原 伸幸	日本下水道協会 経営・研修部長
国際協力、 海外事業	関係団体	馬道 彩	JICA九州センター 企業連携課兼市民参加協力課
食生活	市民団体	小畑 由紀子	北九州市食生活改善推進員協議会 会長
環境衛生	市民団体	林田 祐子	北九州市環境衛生総連合会 理事
市民意見	利用者	吉本 奈津子	元 北九州市上下水道モニター
市民意見	利用者	溝上 誠也	公募
市民意見	利用者	斉藤 磨希	公募
事業者意見	利用者	羽田野 隆士	北九州商工会議所 専務理事
事業者意見	利用者	権頭 喜美恵	社会福祉法人もやい聖友会 理事長

(趣旨)

第1条 この規則は、付属機関の設置に関する条例（昭和38年北九州市条例第97号）第3条の規定に基づき、北九州市上下水道事業審議会（以下「審議会」という。）の所掌事務、組織、委員及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、水道事業、水道用水供給事業、工業用水道事業及び下水道事業の経営に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、上下水道局において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。